



平成25年6月12日

介護保険事業者各位

広島県健康福祉局介護保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

ケアマネマイスター広島候補者の推薦について（依頼）

日頃より本県の介護保険・高齢者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成24年度に創設しましたケアマネマイスター広島認定制度におきまして4名の方をケアマネマイスター広島として認定しております。

今年度につきましても昨年同様ケアマネマイスター広島を認定する予定にしておりますので、貴事業所の介護支援専門員の方で候補者がおられましたら、別紙「推薦要領（抄）」に定める推薦方法、提出書類により、平成25年7月31日（水）までに推薦書を提出してください。

推薦に必要な提出書類の様式等は、広島県のホームページからダウンロードしていただくか、若しくは当方まで連絡いただければ送付いたします。

なお、広島県のホームページのアドレス等は次のとおりです。

《県HP》 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>健康・福祉>高齢者・障害者福祉等>介護保険

担当：介護保険課企画調査グループ
電話（082）513-3206 F A X（082）502-8744
Eメール：fukaigo@pref.hiroshima.lg.jp
（担当者：森野，渡邊）

平成25年度 ケアマネマイスター広島認定・推薦要領

1 認定制度の目的

介護支援専門員（ケアマネジャー）が誕生し13年が経過する中で蓄積されてきた「望ましい介護支援専門員像」というものを中心に据えて、現場の実務者である個々の介護支援専門員の中から「望ましい介護支援専門員像」にふさわしい方を認定するものです。

2 望ましい介護支援専門員像

別紙 ※ケアマネマイスター広島選定委員会監修

3 認定の対象者

- (1) 介護支援専門員資格を有し、県内の居宅介護サービス事業所や施設等において実務者として介護支援専門員業務を行っている者及び現在地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であるが、同センターに所属するまで居宅介護サービス事業所や施設等で実務者として介護支援専門員業務を行っていた者。

なお、地域包括支援センターでの業務については、この認定制度とは別に広島県地域包括ケア推進センターの事業の一環として評価が行われるようになりますので、この制度では対象外とします。

- (2) 介護支援専門員業務を通じて

- ・利用者の要介護度を改善したケアプランを作成した
- ・利用者のQOLを向上したケアプランを作成した

など、「利用者の生活の質を向上させる取組」を実践した介護支援専門員であり、「望ましい介護支援専門員像」の具体的な事例やイメージを提供できる人。

4 認定者数

5名程度

5 推薦方法

- (1) 介護支援専門員が配置されている県内の居宅介護サービス事業所・施設等（以下「推薦機関」という。）を通じて、本要領3に掲げる認定の対象者としてふさわしい人を候補者として推薦いただく方式とします。なお、推薦機関は、事前に候補者の承諾のもと推薦してください。

- (2) 候補者が複数の場合は、候補者ごとに次項6の「提出書類」を作成してください。

6 提出書類

推薦機関は、指定様式により、次の書類を原本1部、コピー1部の計2部を作成して、本要領7に定める期間中に、本要領8の提出先へ郵送または持参により提出してください。電子媒体による提出は認めません。

(1) 推薦機関が作成する書類

提出書類	様式	備考（内容）
推薦書	様式1	候補者が複数の場合は、候補者ごとに作成して、候補者ごとに「(2) 候補者が作成する書類」を添付してください。
参考資料	任意	候補者に関する新聞記事や広報誌・専門誌の記事など、候補者の活動等を紹介するものがあれば添付してください。

(2) 候補者が作成する書類（候補者が作成し推薦機関に提出）

提出書類	様式	備考（内容）
① 個人票	様式2	
② レポート	様式3	日々の業務の中で生活の質を向上させるために取り組んでいることや、留意していることについて、600字以内にまとめてください（箇条書きでも可）。
③ 事例概要 （3例）	様式4	実際に利用者のQOLが向上したり、利用者の要介護度が改善した事例について3例作成してください。 また、各事例に係るケアプランの写しを添付してください。
④ 利用者の 要介護度一覧	様式5	候補者が推薦時に担当している利用者に係る要介護度の変化（3回分）がわかる一覧表を作成してください。
⑤ 研修会等への 参画実績	様式6	各種研修会や講演会などに講師等で参画した実績や、研究大会などでの事例発表などの実績を記入してください。 （単に参加・出席しただけという場合は含みません。）

(3) 提出に当たっての注意事項

- 提出書類の各様式は、広島県ホームページからダウンロードしてください。

《県HP》 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>健康・福祉>高齢者・障害者福祉等>介護保険

- なお、ダウンロードできない環境等にある場合は、本要領8に記載の事務局に連絡いただくか、本要領8の問合せ先のEメール宛に件名を「認定様式希望」として空メールを送信していただければ、様式類を直接送付します。
- ③の「事例概要」及びこれに添付するケアプランの写しについては、特定の個人を識別できないようにするため、氏名、生年月日、年齢、

住所等の個人を識別する情報部分を黒塗りとしてください。

- ・ 前記以外の提出資料についても、候補者や推薦機関の関係者以外の個人が識別できる情報については、これを取り除いた上で提出してください。
- ・ 提出書類については、審査のために複写などの処理をしますので、のりやホッチキス留めにせず、クリップ等で留めてください。
- ・ 提出いただいた書類は返却しません。

7 推薦期間

平成25年6月20日（木）から平成25年7月31日（水）（必着）

8 提出先・問合せ先

ケアマネマイスター広島選定委員会事務局
〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県庁本館
広島県健康福祉局介護保険課内
電話（082）513-3206 F A X（082）502-8744
Eメール：fukaigo@pref.hiroshima.lg.jp

9 審査・選定

- (1) 介護保険制度の創設当初より介護支援専門員の指導的立場にある人などで構成する「ケアマネマイスター広島選定委員会」において審査・選定します。

ケアマネマイスター広島選定委員会委員名簿

氏名	団体	役職
荒木 和美	広島県介護支援専門員協会	理事長
石井みどり	参議院	議員
石口 房子	広島県訪問看護ステーション協議会	理事
上田 正之	広島県社会福祉協議会	地域福祉課長
佐々木昌弘	広島県健康福祉局	局長
高杉 敬久	日本医師会	常任理事
森下 浩子	沼南会沼隈病院	地域連携統括
(委員長) 山口 昇	広島県地域包括ケア推進センター	センター長

(五十音順, 敬称略)

- (2) 「ケアマネマイスター広島選定委員会」において、

- ① 書面審査（9月予定）で、候補者を一定程度に絞り込み
- ② 面接審査（10月予定）で、最終的に5名程度を選定します。

10 結果の通知

平成25年10月下旬，推薦機関に結果通知（予定）

11 認定式

平成25年11月，認定式を実施（予定）

12 認定者の名称

「ケアマネマイスター広島」

13 認定者の役割

- ・ 「望ましい介護支援専門員像」の具体的な事例やイメージを，他の介護支援専門員や事業者，県民へ提供すること
- ・ 研修会や講演会，相談事業等を行うことを通じて，他の介護支援専門員の質の向上を図ること

などの役割を担っていただくことを想定しています

（平成24年度 認定者活動事例）

- ・ 各関係機関，団体等での講演
- ・ ケアマネマイスター広島相談室での相談対応（持ち回りによるメール相談となります。）

14 個人情報の取り扱い

提出書類に記載された個人情報は，本認定制度以外の目的では使用しません。

15 費用

推薦機関や候補者に対して，認定に係る審査料や認定料などの名目での費用負担はありません。

☆現場での実務者として ☆個々のプレイヤーとして

望ましい介護支援専門員（ケアマネジャー）像

ケアマネマイスター広島選定委員会事務局素案作成
ケアマネマイスター広島選定委員会監修

○ ケアプラン作成

- ・ 自立支援型のケアプランを作成することができ、そのための利用者アプローチが巧みである。
- ・ 指導のために、自立支援型ケアプランについて体系化・理論化ができている。
- ・ 他の介護支援専門員に対して、自立支援型ケアプラン作成の指導ができる。
- ・ 利用者と家族の話をしっかり聞いて、その思いを踏まえたケアプランを作成できる。

○ 経験

- ・ 重度の要介護者のプランや脳血管障害後遺症、認知症、循環器系疾患、生活習慣病など、多種多様なケアプランの作成管理の経験を有している。
- ・ 在宅におけるターミナル、ADLや要介護度が短期間に大きく変動する末期がん患者へ対応した経験がある。
- ・ 精神障がい者やその家族に対して、日常生活を営むことの困難さを理解した上で対応ができる。
- ・ 様々な家族状況（一人暮らし、老々介護、遠隔地に住む子供等々）への対応ができる。

○ 実績

- ・ ケアプランの作成を通じた利用者の要介護度の改善実績がある。
- ・ ケアプランの作成を通じた利用者のQOLの向上実績がある。
- ・ アセスメントからモニタリングまで一連の流れを自らがきちんとなしている。
- ・ ケアマネジメント業務に係る法令を熟知し、その順守について指導ができている。
- ・ 先進的なプラン手法等を編み出しその普及を図っている。

(次ページへつづく)

○ 知識

- ・ 介護保険制度をよく理解し、やさしい言葉で説明することができる。
- ・ 介護報酬の算定構造や加算等の要件を熟知している。
- ・ 介護のみならず保健，医療，福祉，住まい，生活支援などについて幅広い知識を有している。

○ 研鑽

- ・ 各種研修会，講演会，シンポジウム等への参加・参画（講師，シンポジスト，事例提供等を行った場合など）している。
- ・ ケアマネジメントに関する論文，著書等がある。

○ 社会参画

- ・ 高齢者や県民，介護事業者を取り巻く環境がどのように変化していくのかについて将来を見通した洞察力とそれへの適切な対応方針を検討し，行政にあるべき姿を提言できる。
- ・ 協会等の役員など，社会的な役割を能動的に捉えて活動している。

○ 地域包括ケア

- ・ 地域の中でのスーパーバイザーとして包括的・継続的なケアマネジメント体制を確立できる。
- ・ チームケアの要として，他職種のことを理解し，チームの調整ができる。
- ・ 医療・介護連携等を目的としたネットワークを形成し，そのネットワークづくりの手法などの普及を図ることができる。

○ 利用者視点

- ・ 利用者から見て，話を聞いてくれる人，連絡が取りやすい人，すぐに動ける人
- ・ 利用者とは者（家族や地域の人）との交流を大事にしている。

○ 人間性

- ・ 他事業所の介護支援専門員からも相談が寄せられている。
- ・ ヒューマニティに溢れ，人間性豊かな資質を有している。